

俸給表及び手当の種類

国家公務員の給与は、法律に基づいて定められており（給与法定主義）、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づいて決められる（職務給の原則）俸給と、これを補完する諸手当とから成り立っています。なお、職務給の原則を実現するため多様な職種をその職務、勤務条件などの類似性によって11種17表の俸給表に分類しています。

俸給表の種類

	対象職員	在職者数
行政職俸給表（一）、（二）	一般行政事務職員等	約152,300人
専門行政職俸給表	航空管制官等	約 8,000人
税務職俸給表	税務署職員等	約 52,100人
公安職俸給表（一）、（二）	刑務官、海上保安官等	約 47,000人
海事職俸給表（一）、（二）	船員等	約 530人
教育職俸給表（一）、（二）	気象大学の教授、准教授等	約 170人
研究職俸給表	研究所の研究員等	約 1,400人
医療職俸給表（一）～（三）	医師、薬剤師、看護師等	約 3,000人
福祉職俸給表	生活支援員、保育士等	約 250人
専門スタッフ職俸給表	情報分析官、国際交渉官等	約 250人
指定職俸給表	事務次官、局長等	約 900人

(注) 1 この他、任期付職員、任期付研究員の俸給表がある。

2 在職者数は、平成26年1月1日現在。(出典：一般職国家公務員在職状況統計表)

手当の種類

・期末手当	・広域異動手当	・通勤手当
・勤勉手当	・特地勤務手当	・特殊勤務手当
・俸給の特別調整額	・寒冷地手当	・超過勤務手当
・本府省業務調整手当	・扶養手当	・宿日直手当
・初任給調整手当	・住居手当	・管理職員特別勤務手当
・地域手当	・単身赴任手当	等

1 この他、専門スタッフ職、任期付職員、研究員及び任期付研究員に支給される手当がある。

2 種類は、平成26年4月1日現在。